

令和3年度羽幌町社会福祉協議会事業計画

【基本目標】

「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を目指して

【基本計画】

1 地域のニーズを発見・共有し、地域課題を解決する仕組みづくり

地域住民のニーズを把握し、地域全体の課題認識と共有を進め、そこから発展するネットワークづくり・まちづくりを目指します。

1. 地域課題やニーズの把握
2. 行政や福祉関係団体と連携した施策の推進
3. 地域住民と協働し共感し合えるまちづくりの推進
4. 広報・啓発事業の充実

2 住み慣れた地域で、安心して自立した生活を営むための支援体制づくり

住民個々の生活課題やニーズを見逃すことなく、地域福祉時代にふさわしい福祉サービス事業の開発、充実を図るとともにサービス内容の質向上を目指します。

1. 生活支援相談センターの充実(生活福祉支援・相談事業)
2. 住民参加を高める在宅福祉活動の充実

3 温もりある、多様な介護福祉サービスを提供するための環境づくり

地域の特性を生かした柔軟で多様な介護福祉サービスの提供が可能となるよう、利用者のニーズを的確に把握し、利用者主体のサービスの実現と質向上を目指します。

1. 指定訪問介護事業の充実
2. 指定居宅介護支援事業の充実
3. 老人デイサービス指定管理の充実
4. 特別養護老人ホーム指定管理の充実
5. 離島地域包括支援センター等受託事業の充実

4 こころ豊かで、誰もが支え合う地域づくりを進めるための人づくり

地域における福祉協力者やボランティア等、主体的に地域の課題を発見し、解決のために地域づくりを進める担い手を発掘・育成し、「支え合う仕組み」の具体化を目指します。

1. ボランティアセンター事業の充実
2. 共同募金事業の充実
3. 歳末たすけあい運動の推進と募金の適切な配分
4. 福祉灯油給付事業の充実
5. 福祉関係団体の活動支援

5 地域福祉を支え、地域住民から信頼されるための組織づくり

社協が地域住民から信頼され、住民と協働した地域福祉活動を展開するため、人的体制や財源確保など、組織体制の強化・財源基盤の安定を目指します。

1. 法人運営体制の強化
2. 会員の加入促進
3. 職員の資質向上
4. 財源基盤の確立
5. 第6期地域福祉実践計画の実践と評価

【重点事項】

1 法人運営事業

- (1) 各事業の評価体制の整備と有効事業企画の実現
- (2) 改正社会福祉法を遵守した財務規律強化と運営の透明化
- (3) 行政とのパートナーシップの強化
- (4) 役員及び職員の資質向上のための各種研修会参加
- (5) 第6期地域福祉実践計画の実践と評価
- (6) 介護保険事業の適正な運営と安定経営に向けた支援
- (7) 内部部署との連携と職員体制の適正化
- (8) 指定管理者としての健全で安定した経営の実施
- (9) 福祉団体の運営支援（身障協会・遺族会）
- (10) 在宅福祉サービスとしての車椅子等対応車両の運行及び福祉用具の貸出し
- (11) 小地域福祉活動推進事業の普及
- (12) 生活支援相談センターの運営と総合相談業務の実施（成年後見・日常生活自立支援事業・福祉資金・生活福祉資金・心配ごと相談等）
- (13) シングルペアレント移住と雇用のマッチング支援・交流事業の企画

2 ボランティアセンター活動事業

- (1) 地域福祉活動の担い手としての実践的なボランティアの育成・相談・コーディネート
- (2) 羽幌町ボランティア連絡協議会との連携及び活動支援
- (3) 羽幌町防災ボランティア「きずなの会」へのコーディネート
- (4) ボランティア愛ランド inえべつ（仮）の参加者支援
- (5) ボランティアコーディネーター養成を推進

3 訪問介護事業（ヘルパー）

「利用者が在宅で、地域で安心し満足して暮らせる生活支援」を目標に

- (1) 介護保険事業、障害者総合支援法による介護事業の実施
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）の実施
- (3) 他関係機関との連携と、利用者ニーズに対応した自立支援
- (4) 適正な運営を図るための介護保険法制度の理解と法令遵守
- (5) 職員体制の整備と資質向上に向けた研修及び資格取得の推進

4 指定居宅介護支援事業（ケアマネジャー）

「利用者が在宅で、有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来る支援」を目標に

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重した公正中立なケアマネジメントの展開
- (2) 適正な運営を図るための介護保険法制度の理解と法令遵守
- (3) 利用者ニーズに対応した職員体制の整備と資質向上に向けた研修の推進

5 デイサービスセンター事業

「利用者の孤独感の解消を図り、安全で自立した在宅生活の支援」を目標に

- (1) 介護保険事業の実施
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の実施
- (3) 地域とともにある事業所として利用者のニーズに対応した適正な福祉サービスの提供

- (4) 適正な運営を図るための介護保険法制度の理解と法令遵守
- (5) 指定管理期間（5年間）に基づく、適切な施設管理
- (6) 職員体制の整備と資質向上に向けた研修及び資格取得の推進

6 特別養護老人ホーム「しあわせ荘」指定管理

「入居者の意思及び人格を尊重し、有する能力に応じて、
自立した日常生活を明るく家庭的な雰囲気の中で送ることが出来るよう」目指して

- (1) 多床棟事業・ユニット型個室事業の運営
- (2) 指定短期入所生活介護事業（ショートステイ事業）の運営
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業の運営
- (4) 入居者が生きがいと潤いを実感出来る事業の計画的実施
- (5) 地域や家族会「しあわせ会」との連携
- (6) 適正な運営のための介護保険法制度の理解と法令遵守
- (7) 職員体制の整備と資質向上に向けた研修及び資格取得の推進
- (8) 行政、福祉専門職、他機関等との連携
- (9) 施設の維持管理や将来に向けて安定した経営を図るための財政基盤の確立
- (10) 指定管理期間（5年間）に基づく、適切な施設管理

7 町受託事業

- (1) 受託契約に基づいた離島高齢者支援センターの適正な管理・運営
- (2) 離島における利用者の介護予防に貢献するサービスの実施
 - ① 離島地域包括支援センター運営事業
 - ② 離島地区デイサービス運営事業
- (3) 成年後見等実施機関運営事業（生活支援相談センターの運営）

8 福祉資金貸付事業

- (1) 福祉資金貸付事業
 - 社協単独事業（法外資金貸付事業）として要援護者への生活相談及び資金貸付、償還指導
- (2) 生活福祉資金貸付事業
 - 北海道社会福祉協議会の事務受託事業

9 心配ごと相談事業

住民の心配ごとへの常時対応と問題解決に向けての支援

10 共同募金配分金事業

- (1) 共同募金運動への協力
- (2) 共同募金配分金事業の実施と新たな事業の発掘と P R活動
 - ① 各福祉団体助成事業
 - ② ふれあい広場・広報ふれあい発行・お便り運動・小地域福祉活動推進事業の実施
- (3) 歳末たすけあい募金活動への協力
- (4) 歳末たすけあい配分金事業の実施
- (5) 福祉灯油給付事業の実施

法人運営の主な事業

1 理事会及び評議員会開催

6月、11月、3月、その他随時

2 部会開催

随時（年2回程度）

3 監事監査の実施

5月、8月、11月、2月

4 評議員選任・解任委員会開催

6月、その他随時

5 役員研修の実施

(1) 留萌地区市町村社会福祉連絡協議会理事会	会長
(2) 留萌地区市町村社会福祉協議会会长会議	会長
(3) 北海道市町村社会福祉協議会会长会総会	会長
(4) 全道市町村社会福祉協議会会长研究協議会	会長
(5) 法人役員専門研修（社会福祉協議会）	理事
(6) 地域に理解され支持される社協づくり研修	理事
(7) その他必要な研修へ参加	

6 職員研修の実施

(1) 留萌地区市町村社会福祉協議会事務局長会議	事務局長
(2) 全道市町村社会福祉協議会事務局長連絡会議	事務局長
(3) 全道市町村社会福祉協議会事務局長研究協議会	事務局長
(4) 経理・事務担当者専門研修	経理・事務担当者
(5) 留萌管内社会福祉協議会職員連絡協議会自主研修	本部職員
(6) 地域に理解され支持される社協づくり研修	本部職員
(7) 法人職員内部研修	随時
(8) 新型コロナウイルス感染防止対策、その他必要な研修へ参加	

7 社協会員加入促進事業

各町内会を通じて募集する個別会員及び法人会員の増員を目指す

8 広報発行事業

社協広報「ふれあい」の発行 年2回（8月・2月）

ホームページを活用した社協情報の提供 随時

9 ふれあい広場事業

ノーマライゼーション理念の定着と身体にハンディのある方、高齢者、子供に対する地域住民の理解を深める目的で、全ての人々が手を携えてともに交流する。

令和3年9月12日（日）・レストパークはぼろ

10 顕彰・表彰事業

(1) 法人表彰規程に基づく表彰・感謝の実施（ふれあい広場にて表彰）
(2) 町及び上部組織の表彰該当者の推薦及び選考

11 敬老の集い事業

町内の65歳以上の高齢者を敬い、芸能等楽しむ集いを開催し、長寿を祝う。

令和3年9月24日（金）・中央公民館大ホール

12 高齢者等の見守りネットワーク「緊急連絡カードの配布」

町内の70歳以上のひとり暮らし高齢者や希望する世帯に「緊急連絡カード」を配布して、疾病等の緊急時の的確な対応や孤独死の防止を図る。

13 ひとり暮らし高齢者の集い事業

町内の65歳以上ひとり暮らし高齢者の引きこもり等の防止をねらいとし、温泉などに集って、生活に潤いと相互交流を図る。

令和3年10月に2回開催

14 ひとり暮らし高齢者へのお便り運動

町内の70歳以上ひとり暮らし高齢者に、暑中見舞い・特殊詐欺対策レター・年賀状を送付する。

15 羽幌町高齢者の中高齢者集い開催（新規）

町内の70歳以上の高齢者を対象に、町内の温泉施設を利用し年2回の開催で温泉入浴・季節の食事・軽体操やゲーム等で楽しいひとときを過ごし、心と身体をリフレッシュする。

16 ふれあいサロン開催

離島地域のイベントや暦の祭りに因み、高齢者が集って交流を深めるサロンを実施する。

(1) 天売、焼尻地区ふれあいサロン（離島祭り）

(2) 交流ふれあいサロン（島内交流会、クリスマス、雛祭り等）

17 地域福祉推進員活動

地域福祉推進員連絡協議会総会及び研修の実施、町内会活動支援

18 福祉・青少年育成団体助成事業

青少年育成活動助成（青少年のための基金）を活用して、町内で青少年育成活動を行っている団体や青少年ボランティアに対し活動費の助成を行う。

19 小地域福祉活動推進事業

町内会等が必要に応じて、町内会に居住する高齢者等を対象として実施する援護活動に対して、その事業に関わる経費の一部を助成する。

20 新生活運動推進事業

冠婚葬祭、快気祝、入学進学祝等の自粛活動と、亡くなられた方への弔意ローソクを供える。

21 電話訪問サービス

ひとり暮らし高齢者を対象にボランティアによる声かけで安否確認を実施する。（週2回程度）

22 移送サービス事業

福祉有償移送サービス等に空きが無いとき、高齢者や障がい者の通院等を車椅子等対応車両により支援をする。

23 福祉用具の貸出

介護保険制度等の活用ができない高齢者や障がい者が、緊急時の応急、外出時の介助用として車椅子やポータブルトイレ・介護ベッド等福祉用具を貸し出す。

24 行事用テントの貸出

町内イベント、学校事業、町内会活動等の行事に貸し出す。

25 日常生活自立支援事業

高齢や障がい等により判断能力が不十分なために、福祉サービスや社会資源をうまく使えない方へ福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等、契約内容に基づく支援をする。

26 成年後見事業

認知症高齢者、知的及び精神障がい者等、意思決定が困難な方の判断能力を補うため、成年後見人、保佐人及び補助人として財産管理や身上監護を行い、その権利を擁護するため法人後見業務を実施する。

生活支援相談センターの運営

（成年後見制度・日常生活自立支援事業・心配ごと相談・生活福祉資金貸付などの総合相談窓口）

27 シングルペアレン特住雇用マッチング事業

シングルペアレン特の転入を誘致し、少子化対策や町内企業の担い手対策の推進と交流事業を企画し、親睦を図る。

28 地域福祉実践計画の実践と評価

第6期地域福祉実践計画に基づく各事業の実践と評価の実施

令和3年度羽幌町ボランティアセンター事業計画

【目標】

町民の社会連携意識の高揚と、ボランティア活動の全町的な振興を図ることにより、社会福祉の充実・発展に寄与する。

【登録者（令和2年度の人数）】

- | | |
|---------------|------------|
| 1 団体ボランティア | (9団体・507名) |
| 2 ボランティア活動実践校 | (7校・609名) |
| 3 個人ボランティア | (6名) |

実施予定月	実施事業名	備考
4月	ボランティア活動登録の更新	
	こいのぼり掲揚事業	福寿川河川敷
	留萌管内ボランティア連絡協議会 役員会・総会	
5月	羽幌町ボランティア連絡協議会 役員会・総会	勤労青少年ホーム
9月	ボランティア愛ランド北海道 2021 inえべつ(仮)	江別市
10月	留萌管内ボランティア活動研究協議会及び 留萌地区ボラネット・スキルアップ事業	
各月	デイサービスセンター介助ボランティアの連絡調整 ・お買い物会（6月・10月）	
	留萌地区「安心・安全・福祉のまちづくり」推進セミナー	オンライン開催
未定	市町村ボランティアセンター運営協議会	札幌市
	ボランティアコーディネーター養成研修会	札幌市
随時	ボランティア活動に関する相談、連絡調整、支援	随時
	ボランティア保険の加入促進	随時
	ボランティア情報の収集、提供	随時
	ボランティア広報誌「なかも」の発行 ・社協広報誌「ふれあい」に1ページ掲載	年1回
	羽幌町ボランティア連絡協議会との連携 ・活動実践者の育成、ボランティア実践者交流会の開催等	事務局
	留萌管内ボランティア連絡協議会との連携	



こいのぼり掲揚

令和3年度羽幌町指定訪問介護事業所事業計画

【 基本方針 】

「対象となる方が、住み慣れた地域で満足した生活が営めるよう必要な支援を行ないます」
～ 私たちは、「対象となる方が、社会に順応し、満足すべき生活が営めるよう、住環境（衣食住）を整え、身体的・精神的側面から支援する。」ことを心掛けていきます。～

【 実施項目 】

1 介護保険事業の実施

要介護者的心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 障がい者総合支援事業の実施

利用者、障がい児及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯、移動中の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

3 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）の実施

要支援者等に対し、日常生活に必要な家事について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行う。

4 感染対策の強化

新型コロナウイルス等の感染防止対策として、マスク着用・手指消毒・体温チェック等を行い、衛生管理に努める。

【 実施概要 】

1 安心、満足して暮らせる生活支援

- (1) 訪問介護サービスの提供に際し、予めサービス利用者及び家族に対し、訪問介護事業所のサービスの内容、利用における重要事項について丁寧に説明し同意を得ることで信頼関係の構築に努める。
- (2) 尊厳を守り、利用者本位のサービスを提供すると共に、訪問時には非接触型体温計を常に携帯し状態の把握に努め、家族と連絡を取り合い、利用者情報を正確にキャッチして適切な支援を行う。
- (3) 他機関と連携を取りながら総合的支援の一環を担う。
- (4) 守秘義務の遵守と個人情報の取り扱いを徹底する。

2 適切なサービス提供に係る訪問介護員の資質向上

- (1) サービス提供担当者会議への出席
- (2) 利用者に関する情報、サービス提供にあたっての留意事項の伝達、訪問介護員の技術向上の為、定期的に会議を開催する。
- (3) サービス計画書によるサービス提供内容、留意事項等の確実な周知
- (4) 離島地区の契約書、重要事項説明書、訪問介護計画の整備
- (5) 自己評価の実施
- (6) 各種研修機会への参加

- ① 道社協及び各種団体主催の研修への参加
- ② 法人職員内部研修への参加



生活支援（掃除）

3 登録訪問介護員を含む定期健康診断及びインフルエンザ予防接種の実施

4 資格取得（介護福祉士）の推進

5 苦情受付と苦情解決への取り組みの徹底

6 訪問安否確認事業の実施

離島地域において、ひとり暮らし高齢者（概ね65歳以上）を対象に、訪問介護員の訪問により安否確認と相談援助を実施、週3回程度希望により実施する。

令和3年度羽幌町指定訪問介護事業所研修計画

実施年月	研修名
5月	虐待防止マニュアルに関する学習会
6月	社協内部研修「認知症研修・リスクマネジメント研修」
7月	離島地区ミーティング
9月	社協内部研修「看取り研修」
10月	社協内部研修「感染予防研修」（インフルエンザ・ノロウイルス）
11月	社協内部研修「感染予防研修」（口腔ケア）
その他	新型コロナウイルス対策研修会 ヘルパーミーティング（毎月） ヘルパー内部研修（毎月） 外部研修（随時）



ヘルパーミーティング

羽幌町指定訪問介護事業所新任訪問介護員研修計画

◎対象者 羽幌町指定訪問介護事業所で稼働を開始した職員

- ◎内 容
- 事業所の概要説明、各規程、各マニュアルの説明、各種書類（日報、記録）等の記入方法、緊急時対応などを説明します。
 - 1週間程度は、サービス提供責任者や先輩ヘルパーが同行し、実際の業務を体験します。
 - 不明な点や、困難な点についても親身に相談にのります。

令和3年度はぼろ社協指定居宅介護支援事業所事業計画

【 基本方針 】

- 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行う。
- 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に行う。
- 市町村、地域包括支援センター、道立羽幌病院医療連携室、他の居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との連携に努める。

【 目 標 】

法の遵守と運営規程に則り、適切な運営に努めると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、公正、中立な事業を実施する。

【 実施項目 】

- 指定居宅介護支援の提供（要介護者70名）
公平で適正な保健・医療サービス、在宅福祉サービス（ヘルパー・デイサービス・有償輸送・住宅改修・介護用品の購入等）の利用や相談支援を行います。
- 質の高いサービスが利用できるよう、内外の研修に積極的に参加し、職員の専門性と自己研鑽に努めます。
- 苦情、事故発生については、迅速・的確に誠意をもって解決に向け、取り組みます。
- 居宅介護支援サービスについて自己評価を行う。

【 事業所概要 】

営業日 土・日曜日、祝祭日、年末年始（12月31日から1月5日）を除く毎日
受付時間 午前8時30分から午後5時30分まで

令和3年度はぼろ社協指定居宅介護支援事業所研修計画

実施年月	研 修 名
5 月	社協内部研修「接遇研修」
	虐待防止マニュアルについての学習会
6 月	社協内部研修「認知症研修・リスクマネジメント研修」
8 月	地域ケア会議
9 月	社協内部研修「看取り研修」
10月	社協内部研修「感染予防研修」（インフルエンザ・ノロウイルス）
11月	社協内部研修「感染予防研修」（口腔ケア）
その他	介護支援専門員更新研修
	ケアマネ学習会（随時）
	新型コロナウイルス対策研修会、ミーティング（随時）
	在宅医療・介護連携研修会、外部研修（随時）

令和3年度羽幌町デイサービスセンター事業計画

施設理念

思いやりの心を大切にし、安全・安心な居場所づくりに努め、利用する皆様から信頼され必要とされる支援を行います。

支援目標

お・も・い・や・り

お（落ちつく）	落ちつき安らぐ環境づくり
も（もう少し）	もう少し待てる気持ち・ゆとりの心
い（いつまでも）	いつまでも続く、元気で明るい笑い声
や（優しい）	優しい声かけ・優しい対応
り（理解する）	理解しようとする気持ち

【 基本方針 】

- 「思いやり」の心で利用者の意思及び人格を尊重し、自分らしく生き生きとした生活を送ることができるようサービスの提供を行います。
- 通所介護計画に基づき、利用者の自立を促すことができるサービスの提供を行います。
- 在宅介護が継続できるよう、介護者の声を良く聴き支えるための支援を行います。
- 利用者の生活の幅が広がるように、地域やその他関係機関と連携して支援を行います。
- 職員は「待ちの介護」を基本とし、利用者の自立心や意欲の回復を図る事が出来るサービスを提供します。

【 実施項目 】

1 介護保険制度や行政が実施する介護サービスに対応するデイサービス事業の推進

- 利用者の自立を支援したサービスの提供
- 利用者のニーズ把握によるサービス内容の改善及び向上
- 利用者家族との連携と相談援助
- 職員個々のコスト・原価意識及び、財務内容の把握により安定した事業経営の確立
- 介護保険サービスの適正な運営
- 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の実施
- 守秘義務の遵守と個人情報の取り扱いについての徹底

2 職員の資質向上、利用者処遇の充実を図るために研究協議、研修等の参加促進

- 事業運営自己評価と対応の実施
- ヒヤリハット事例における収集データの分析等により詳細な検証を行い、未然に事故を防止できる能力や知識の向上及び体制の構築
- 関係機関との情報交換とサービス提供、在宅支援の連携体制の確立
- 全体会議を中心に業務内容の改善、各種サービスの見直しや検討等を柔軟・迅速に行い、サービスの充実を図る
- 法人主催の職員研修や内部研修会、種別・問題別研修への積極的な参加及び報告会の実施

3 苦情・相談受付と解決の取り組み

- 苦情・相談の受付及び、利用者が抱える課題を把握することにより、速やかに対応し解決できる体制づくりの強化

4 防災・防犯対策の実施

- (1) 特別養護老人ホームと合同により年2回以上の通報・消火・避難訓練の実施
- (2) 火災以外の災害も想定し対応できるよう、研修会を重ねスキルの向上を図る
- (3) 不審者（ナイフ等の危険物所持等）に対して対応できるよう（護身・言葉がけ）研修会や訓練を行う

5 感染対策の強化

- (1) 感染症に関する情報収集や研修会を重ね、職員間での知識の共有と予防策の強化を図る
- (2) 新型コロナウイルス感染予防対策として、マスクの着用・手指消毒・空気清浄器の設置と送迎車内の消毒を実施

令和3年度羽幌町ディサービスセンタ一年間行事計画

月	利 用 者 行 事	職 員 行 事
4		安全運転管理者講習
5	お花見ドライブ	介護保険施設等現況報告書提出
6	春のお買い物会 お誕生会(4~6月生まれ対象)	
7	ばら園見学 野外食(ジンギスカン) 羽幌神社祭神輿見学	
9	ディサービス曜日対抗大運動会 ディサービス曜日対抗大運動会表彰式 お誕生会(7~9月生まれ対象) 羽幌町敬老の集い見学	防災訓練(昼間) 健康診断
10	秋のお買い物会 紅葉ドライブ	
11		インフルエンザ予防接種 クリスマス会準備
12	認定こども園まき・お遊戯披露 P Lバトン、オカリナ披露 クリスマス会	クリスマス会準備 施設内大掃除
1	新年宝引き大会 お誕生会(10~12月生まれ対象)	防災訓練(夜間)
2	節分豆まき	
3	年度末感謝祭 お誕生会(1~3月生まれ対象)	
毎 日	体操・口腔体操・各種集団、個別レクリエーション	朝礼・スタッフミーティング
毎 月		全体会議(月1回)
随 時	各団体訪問・ボランティア訪問の受け入れ その他町主催等行事への参加	職員研修 サービス担当者会議(町主催:概ね週1回) ケアカンファレンス

令和3年度 羽幌町デイサービスセンター研修計画

<内部研修>

時期	研修名	主催
4月	新人職員研修	当施設
4月	職員研修(事業計画説明)	当施設
5月	接遇研修会	しあわせ荘 ほくやく・竹山ホールディングス
6、12月	介護研修(年2回)	当施設
9月	防災・防犯研修	当施設
10月	事故事例検討会	当施設
11月	感染予防衛生講習会	花王プロフェッショナルサービス株式会社
2月	健康保持増進教育研修会	しあわせ荘 衛生委員会
3月	社協職員研修	本部事務局

<外部研修>

時期	研修名	主催
6月	感染予防に関する研修	北海道社会福祉協議会
7月	介護職員専門研修	北海道社会福祉協議会
9月	介護保険施設等集団指導	留萌振興局保健環境部保健福祉室
9月	デイサービスセンター職員スキルアップセミナー	北海道デイサービスセンター協議会
9月	施設相談員専門研修	北海道社会福祉協議会
10月	通所ケアマネジメント研修	北海道デイサービスセンター協議会
11月	看護師専門研修	北海道社会福祉協議会

(その他随時・必要時行う研修)

- ① 町、その他外部機関主催の研修会
- ② 各種研修会参加後の伝達講習会



曜日対抗運動会



ゲーム「輪投げ」

令和3年度羽幌町立特別養護老人ホームしあわせ荘事業計画

しあわせ荘の基本理念

入居者一人ひとりの個性や歴史を尊重し、
『しあわせ』な未来と共に生きる施設を目指します

運営指針

- ・ 笑顔と思いやりの心でサービスに努めます
- ・ 個人を尊重し、優しさが伝わる介護を目指します
- ・ 入居者が安全で安心した生活が送れるようサービスを提供します
- ・ 一人ひとりが専門職としての倫理と誇りを持ち、日々介護技術の向上に努めます
- ・ 入居者、家族、地域の皆様に愛され、信頼される施設を目指します



【目標】

- 1 入居者のプライバシーや自己決定を尊重し、安全で安心に過ごせる環境を提供する。
- 2 残存能力を活かし、できる限り自立した日常生活が送れるようサービスを提供する。
- 3 ご家族や地域の人々との交流を深め、相互の信頼関係を築く。
- 4 専門職としての知識・技術の向上に努め、サービスの質の向上を図る。
- 5 所轄消防署や地域の人々との連携を密にし、防災管理体制の充実に努める。

【事業】

運営指針及び目標に基づいて次の事業を行う。

1 施設の管理運営

“木のぬくもり”を感じる新たな施設に改築されて10年が経過し、また、令和3年度から7年度までの5ヶ年間指定管理が更新されたことから、行政と連携しながら、家族や地域住民から信頼され、入居者が安全・安心して過ごせるよう適切な管理運営に努める。

2 基本的介護サービス（基本的な援助）

これまでの生活習慣や生活様式を尊重し、本人の意思決定を大切に、自立した「その人らしい生活」が送れるようサービスを提供する。

(1) 食事介助

栄養士による栄養管理と献立を基に、入居者一人ひとりの健康・体調に配慮した食事を提供するとともに、入居者の嗜好調査や四季に応じた特別食・野外食などを実施する。

- ① 献立の説明をはじめ、食事への意欲や関心をもっていただくため、食事の際は声かけをしながら支援を行う
- ② 食事を摂る際、姿勢に気を付けながら、その方に合った食べやすい体位を整える
- ③ 食事時間を楽しく過ごしてもらえるよう工夫する
- ④ 目線を合わせた支援を行う
- ⑤ 入居者のペースに合わせ、ゆとりを持った支援を行う

(2) 入浴介助

- ① 入浴回数は原則として週2回の入浴ですが、希望があれば入浴可能の体制を整えていく
- ② 体調不良などで入浴できない入居者には、適宜清拭を行う
- ③ 一人ひとりにあった入浴方法で安全に入浴していただく
- ④ 更衣や入浴の支援中は、より羞恥心・プライバシーに配慮した関わり方を意識し、言動や言葉掛けには十分気を付ける

(3) 排泄介助

- ① 一人ひとりの排泄リズムや習慣を活かすことを基本において、排泄コントロールが良好に保たれるよう、個々の排泄パターンを把握する
- ② 排泄介助に伴う一連の声かけ、誘導、脱衣介助において、羞恥心に十分配慮し、自尊心を傷つけることのないよう介助を行う
- ③ 過剰な下剤服用や浣腸・摘便等の処置に依存しすぎることなく、食事・睡眠・水分摂取などを見直し、規則正しい排泄習慣がつくように誘導することにより、自然な排泄、本人の望む排泄に近づける
- ④ 個人の排泄状況等に合わせて排泄用品を使用する
- ⑤ 一人でも多くトイレでの排泄ができるようオムツ外しに取り組む

(4) 口腔ケア

- ① 一人ひとりの口腔内の状態を把握する
- ② 義歯は毎食後、洗浄する

- ③ 毎食後、残渣物の確認を行い、口腔内を清潔にする
- ④ 自分で歯磨きが可能な方へも、きちんとできているか確認する
- ⑤ 外部研修や講師を呼んでの内部研修などで口腔ケアについての理解と認識を得る
- (5) 健康管理
 - ① 嘴託医師（道立羽幌病院）の定期的診察と看護職員を中心として、入居者一人ひとりの健康管理と把握に努める
 - ② 入居者への適切な服薬等に努める
- (6) 整容
 - ① 洗面台に誘導し、洗顔や歯磨き等、自立支援につなげる
 - ② 起床・就寝時の身支度の声掛けや支援を行う
 - ③ 日々の身だしなみ（更衣、整髪、髭剃り等）の支援を行う
 - ④ 衣類、履物等、汚れに気付いた時は着替えをしていただく等の支援を行う
 - ⑤ 服は入居者に声を掛け、選んでいただく

3 身体機能の向上を目的とした機能訓練の実施

施設サービス計画に基づき、心身の状況に応じて、日常生活を営むために必要な機能回復及び機能減退を予防するために機能回復訓練を行う。また、出来ることは急がせず自分で行っていただき、生活リハビリにつなげる。

日常生活の中に、「軽体操レク」・収穫祭・お楽しみ会等の活動の場を設ける。

4 安心・安全・快適な生活環境の整備

入居者一人ひとりが安心して生活できるよう、事故防止、設備・備品等の安全管理を行っていく。事故防止においては、事故防止委員会を中心に事例検討や内部・外部研修をとおして職員個々の介護技術及び危険予測能力の向上に努める。

- (1) 事故防止
 - ① 介護事故を分析した職員研修の実施
 - ② 事故、ヒヤリハット発生防止の取組み
 - ・入居者個別のアセスメント
 - ・設備、用具の保守点検
 - ・入居者の生活環境の整備と工夫
 - ・介護動作と介護手順の見直し
 - ・職員の事故意識の理解と連携の強化、体制の構築
 - ・データ管理と危険予測・予防の実施と評価
 - ・原因究明と再発防止の迅速な検討、体制構築と評価
 - ・家族とのリスクの共有、理解と状況説明
- (2) 感染の防止
 - ① 施設内の環境及び感染症の予防、入居者の感染症発生時の対応など、衛生管理に関し適切な対応を行う
 - ② 新型コロナウイルス・季節性のインフルエンザ等については、常にその動向の情報収集に努め、発生予防対策及び発生時の蔓延防止対策を講じる
- (3) 食中毒の防止
 - ① 食品の安全に関する情報を収集し、必要に応じて取引業者にも食材の安全確認を依頼する
 - ② 食材、厨房、居室等や調理従業者の衛生管理を徹底することにより、ノロウイルス等の予防を図る
 - ③ 家族、来客者が持参された食べ物については、職員に声掛けしてもらい、腐敗物を食さないように管理する

(4) 身体拘束の防止

日常ケアの見直しを通じて、原則、身体拘束のない介護の取り組みを継続するとともに、生活保護・安全確保上、止むを得ないと判断される場合には、本人、家族等との了解のもとで、必要最小限にとどめるように努める。

(5) 所持金品の保護

現金・預金通帳・印鑑等の取り扱いについては、入居者、家族等の希望により「預かり金管理規程」に基づき適切な管理に努める。

(6) プライバシーの保護

入居者、家族、代理人等の個人情報はコンプライアンス（法令遵守）を基本とし、職員に周知徹底することで個人情報の漏洩を防ぐ。また、マイナンバーの取り扱いについても適切な対応ができるよう整備を図る。

(7) 施設安全利用への配慮

消防法に基づき、消防計画の作成及びそれに基づいた防災訓練を消防署の協力のもと実施し、入居者の安全及び被害の防止に努める。また、防災管理委員会を設置し、防災・災害に対する意識強化やスキルアップ、環境・設備面の整備を図る。

- ① 防災、防犯面における設備、備品の定期点検を行う
- ② 災害時に備え、地域との防災協力体制を構築する
- ③ 積雪期間の避難を容易にするため避難経路は除雪を行い、活用できるよう配慮する
- ④ 防災方法・避難方法・災害知識の習得
- ⑤ 大規模の災害に備えて事業継続計画の作成に努める

5 入居者と家族、地域との関係に配慮した日常支援体制の確立

入居者にとって家族はかけがいのないものであり、「しあわせ会」との情報の共有や連携を図りながら、施設管理や事業運営等の改善に努める。

- (1) 入居者やご家族との情報交換を密にし、意向に沿ったサービスを提供する
- (2) 入居者のご家族や地域の人と自然とのつながりを大切にし、しあわせ会「盆踊り会」の開催や町内行事参加など積極的に日常に取り入れる
- (3) 外出、外泊などの希望の際は、福祉車両にて送迎サービスを行う
- (4) ご面会時には入居者とゆったりと過ごせるよう、環境づくりに配慮しつつ、新たにリモート面会を取り入れた上で、面会中止の場合でも対応できる環境が整う
- (5) ユニット棟・多床棟の入居者が交流できるよう、各種行事を計画する

6 介護技術及び職員の資質の向上

職員の資質の向上を目指し、計画的に職員研修を実施する。

7 個別ケアへの取り組みと業務改善について

看護師・生活相談員・栄養士・介護支援専門員・介護職員、それぞれがお互いの職務の理解を深め、情報の共有・連携を行なながらサービスの質の向上を図るとともに、問題点などについては業務改善委員会等で意見を出し合い改善を図る。

- (1) 個別のアセスメントの作成と見直し
- (2) 個別介護についての役割・責任の明確化
- (3) 個別の入浴支援方法や入浴体制の見直し
- (4) 個別介護への理解と技術の向上（勉強会の実施）
- (5) 勤務時間の検討や見直し
- (6) 新人育成と職員教育（施設実習や研修等）
- (7) 委員会・会議などの見直し、各委員会・会議の連動性と効率化

- (8) 記入書類の見直しとスリム化
- (9) 他業種との情報の共有、連携

8 看取りケア

看取りケア指針に基づき入居者やご家族に沿った対応を実践する。ご家族の理解と協力のもと、入居者が最後までその人らしく尊厳を保ち、人生を全うできるよう支援する。

- (1) 看取りケア指針に基づき、安らかな最期を迎えるよう援助する
- (2) 研修会等を実施し、看取りとは何かを学び、介護施設職員としての質と技術の向上を目指す
- (3) 医療機関、ご家族との情報の共有を行い、理解と協力体制を構築する
- (4) 委員会を通してマニュアルや問題点・反省点を見直し改善を図る

9 短期入所生活介護事業（ショートステイ事業）・介護予防短期入所生活介護事業の運営

在宅で生活する要支援以上の方を短期で受け入れ、食事・入浴・排泄及び機能訓練等のサービスを提供し、利用者並びに介護者の支援に努める。

また、在宅で自立されている高齢者等が、家族等の都合で一時的に生活が不安となる場合短期で受け入れし支援する。

10 職員の育成

- (1) 新人職員研修プログラムに基づき、エルダー（先輩職員）の指導のもと1年間の研修期間を設け、専門職としての倫理や接遇を学び専門職としての資質の向上を目指す
- (2) 全職員が新人育成に意欲をもち、新人職員の「成長の可能性」を育てるとともに、精神的な支えを担う
- (3) リーダー育成のための内部研修の実施や外部研修への参加を進め、現任職員のスキルアップを目指す

11 ボランティア受け入れと地域交流

- (1) 各ボランティア団体との連携を図り、施設行事に留まらず、幅広くボランティアを受け入れ入居者の日常生活の潤いと活性化を図る
- (2) 「蕎麦サロン」「しあわせボランティア」など、地域で活動する様々な分野の団体の方々に来ていただき、入居者が楽しめる機会を増やすため、積極的に導入や受け入れを行う
- (3) 「神社祭」「敬老の集い」など地域行事への参加や、花見・ばら園見学など地域の自然と接する機会を持つことで、入居者が地域社会の一員としての自覚と関係を築く

12 入居判定委員会の開催

入居待機者の心身（要介護度等）や生活状況、介護者の現状等を十分調査し、公平で適正な入居判定に努める。（原則2ヶ月に1回）

13 特殊入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な寝たきり高齢者等に、入浴の機会を提供することにより、生活に生きがいを与えるとともに、心身の清潔保持及び心身機能の維持を図り、また家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

- (1) 利用日 毎週火曜日（月4回）
- (2) 利用人数 1日1人

令和3年度羽幌町特別養護老人ホームしあわせ荘年間行事計画

月	利 用 者 の 行 事	職 員 の 行 事 ・ 会 議 ・ 委 員 会	そ の 他 ・ 施 設 訪 問
4	入居者近況報告・施設内広報	辞令交付式 感染予防委員会	
5		消防計画(変更)提出書作成 リーダー会議 身体拘束委員会 業務改善委員会	
6	裏庭苗植え	B型肝炎抗体検査 看取りケア安全委員会 防災防犯管理委員会	
7	御神輿見学 出店見学 入居者近況報告・施設内広報	B型肝炎ワクチン接種 リーダー会議 火災避難訓練（昼間） 業務改善委員会 感染予防委員会	旭川医大生看護学科早期体験学習 受け入れ
8	法要会 夕食会・盆踊り	B型肝炎ワクチン接種 しあわせ会総会・懇談会 身体拘束委員会	
9	敬老会(記念式典、昼食会、演芸会) 敬老の集い 結核検診	リーダー会議 業務改善委員会 防災防犯管理委員会 職員一般健康診断 腰痛検査	
10	蕎麦サロン 入居者近況報告・施設内広報	看取りケア安全委員会 感染予防委員会	羽幌中学校職場体験 そば打ち愛好会蕎麦さらん東庵訪問 滝川会ハロウィン訪問
11	町民芸術祭舞台見学 インフルエンザ予防接種 お夜食会(握り寿司)	インフルエンザ予防接種 リーダー会議 身体拘束委員会 業務改善委員会	ボーイ・ガールスカウト訪問 民生委員婦人部訪問 日赤奉仕団訪問 羽幌高校インターナンシップ受入れ
12	クリスマス会 もちつき	クリスマス飾り付け 正月飾り付け 防災防犯管理委員会	築別老人クラブ訪問
1	入居者近況報告・施設内広報	B型肝炎ワクチン接種 リーダー会議 業務改善委員会 看取りケア安全委員会 緊急連絡網訓練（夜間） 次年度事業計画作成	
2	節分(豆まき)	ひな祭り飾り付け 身体拘束委員会 火災避難訓練（夜間） 感染予防委員会	
3	ひな祭り	職員特別健康診断 リーダー会議 業務改善委員会 防災防犯管理委員会	
随 時	買い物日[売店](毎週木曜日) 軽体操(週1回) 理髪日(週1回) 各棟誕生会・お楽しみ会 町内ドライブ 特別食	カンファレンス(毎月第3週～4週・隨時) 各棟会議(月1回) 事故防止委員会(月1回) 給食委員会(月1回) 衛生委員会(月1回)	専門学校施設実習受入 施設見学・視察受入

令和3年度羽幌町特別養護老人ホームしあわせ荘研修計画

【内部研修】

月	研修名	主催
4月	新人職員研修	当施設
	感染予防研修会	当施設
5月	接遇研修	ほくやく・竹山ホールディングス
6月	事故事例研修	当施設
8月	介護技術研修	当施設
9月	身体拘束研修	当施設
10月	防犯研修	当施設
11月	感染予防研修	花王プロフェッショナルサービス株式会社
12月	研修報告会	当施設
1月	防災研修	当施設
2月	看取り研修	当施設
3月	メンタルヘルス研修	当施設

【外部研修】

月	研修名	主催
5月	ユニットリーダー研修	北海道社会福祉協議会
6月	看護職員研修会	道北地区老人福祉施設協議会
	栄養士・調理員研修会	道北地区老人福祉施設協議会
	ユニットリーダー研修(実習)	北海道社会福祉協議会
7月	新任介護職員研修	北海道社会福祉協議会
	機能訓練指導員研修	北海道社会福祉協議会
8月	生活相談員・ケアマネジャー研修	道北地区老人福祉施設協議会
	介護職員初任者研修	道北地区老人福祉施設協議会
	看護師専門研修	北海道社会福祉協議会
	栄養士専門研修	北海道社会福祉協議会
	介護職員専門研修Ⅰ・Ⅱ	北海道社会福祉協議会
9月	給食施設調理従事者研修並びに調理員研修会	留萌振興局保健環境部保健福祉課
	北海道高齢者虐待防止推進研修会	北海道社会福祉協議会
	介護保険施設等集団指導	留萌振興局保健環境部保健福祉課
	経理・事務担当者専門研修	北海道社会福祉協議会
	介護認定調査現任研修	留萌振興局保健環境部保健福祉課
10月	認知症介護実践研修(基礎・実践者研修)	北海道社会福祉協議会
	介護職員研修会	道北地区老人福祉施設協議会
12月	身体拘束研修	北海道社会福祉協議会

(その他隨時・必要時行う研修)

- ① 町、社協、その他外部機関主催の研修会
- ② 各種研修会参加後の伝達講習会



出張クリスマス



出張盆踊り